

令和4年1月18日

株主各位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地
株式会社アズパートナーズ
代表取締役 植村 健志

基準日設定につき通知公告

当社は、令和4年2月2日を基準日と定め、同日18時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式1株を100株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

なお、上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、令和4年2月2日付をもって当社定款第5条の発行可能株式総数を3,200株から320,000株に変更することといたしましたので、お知らせいたします。

以上